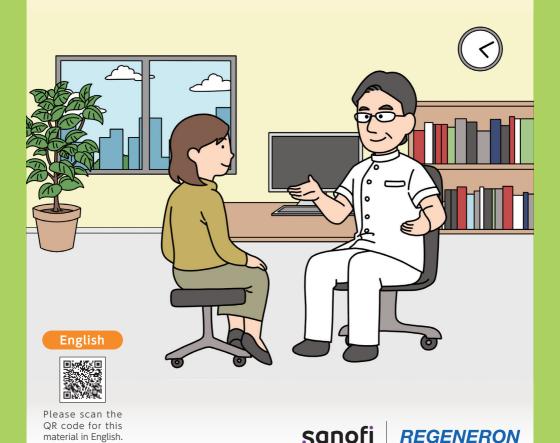
デュピクセントを使用される 鼻茸を伴う 慢性副鼻腔炎患者さんへ

【監修】獨協医科大学 耳鼻咽喉・頭頸部外科 教授 春名 眞一 先生



慢性副鼻腔炎は、副鼻腔に炎症をきたす慢性の疾患です。

慢性副鼻腔炎の中には、治りにくいタイプがあり、 従来の薬物治療や手術を行っても再発を繰り返すことがあります。

デュピクセント®は、これまでのお薬とは異なるメカニズムで働く、新しいタイプのお薬です。

これまでの治療ではうまくコントロールできなかった方でも、 症状を改善し、維持する効果が期待できます。

この冊子では、デュピクセント®の特徴や使い方、 副作用について解説しています。 わからないことや不安なことがあれば、 遠慮せずに主治医や看護師、薬剤師にご相談ください。

目次		
あなたの治療ゴール	3	
鼻茸を伴う慢性副鼻腔炎の症状と疾病負荷(生活での困りごと)	4	
鼻茸を伴う慢性副鼻腔炎の炎症と種類	6	
鼻茸を伴う慢性副鼻腔炎では鼻茸が再発しやすい	7	
あなたの鼻・副鼻腔で起きていること	8	
デュピクセント®の働き	9	
デュピクセント [®] の効果	10	
デュピクセント [®] による治療を受けることができる方	1	
デュピクセント®の治療の進め方	12	
デュピクセント [®] の安全性について ····································	14	
喘息等のアレルギー性疾患をお持ちの方への注意点	16	
[治療日誌]をつけましょう	18	
医療保険制度	19	
医療費と医療保険	20	
医療費の助成制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	21	
高額療養費制度	22	
指定難病に対する医療費助成制度	32	
医療費負担が軽減されるその他の医療費助成制度	38	

あなたの治療ゴール

慢性副鼻腔炎治療のゴールは、「鼻の症状がコントロールされた状態を維持し、 健康な人と変わらない日常生活を送る」ことです。

あなたの治療ゴール(鼻の症状が治まった後に望みたいこと)はどのような ことでしょうか?

あなたの治療ゴールを、こちらに書いてみましょう。











鼻茸を伴う慢性副鼻腔炎の症状と疾病負荷(生活

鼻づまり



●睡眠がとれない 症状が重いと精神的に も不安定に



●鼻づまりや睡眠不足で 集中力が低下する(車の 運転も危ない)



●鼻閉がひどいときに運動すると すぐに息が上がってしまう 趣味のテニスでリフレッシュでき ず気分も下がりがち





●鼻閉によるいびきがうる さいといわれ、旅行が おっくうになる



●喘息発作や痰のからまり で、「死ぬのではないか」と 思うくらい息苦しくなる



●ちょっとした外出でもだるくなる 週末は家に引きこもりがち

での困りごと)

切いがわからない(嗅覚障害)



●匂い・香りがわからない ため、食事を楽しめない



●自らの体臭が気になり、 周りに迷惑をかけていな いか気になる





●ガスのにおいやおかずの 腐敗など、危険を知らせ るにおいがわからない



●介護中の母のオムツの においに気づかず、処理 が遅れがちになる



●ワインが趣味だったが、好きな ワインの香りがわからなくなり、 日常の楽しみを失ってしまった



●匂いがわからないために食事の 楽しみがなくなり、同僚との飲み 会や取引先との会食に参加する 回数が減り、孤独を感じる

鼻茸を伴う慢性副鼻腔炎の炎症と種類

鼻の中の炎症(主に2型炎症)が長引くと、慢性副鼻腔炎の症状が出てきます。 また、鼻の中に鼻茸ができて、大きくなってしまいます。

主な症状

鼻の中にできた鼻茸







中皇道皇苷

きゅうれつはなたけ

● 鼻水

- 匂いがわからない
- 鼻づまり

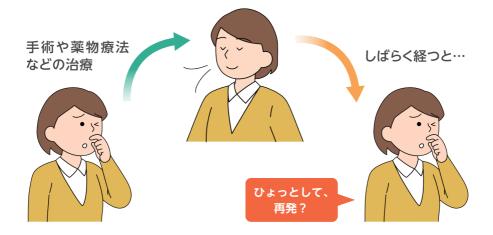


2型以外の炎症

2型炎症

鼻茸を伴う慢性副鼻腔炎では 鼻茸が再発しやすい

鼻茸を伴う慢性副鼻腔炎は、手術やお薬での治療にもかかわらず、鼻茸が 再発してしまうことがあるとされています。



JESRECスタディ:約3年<22.6ヵ月>追跡したデータ:

鼻茸を伴う慢性副鼻腔炎の手術実施後、好酸球性副鼻腔炎だと、23.4~51.8% の割合で再発していました。

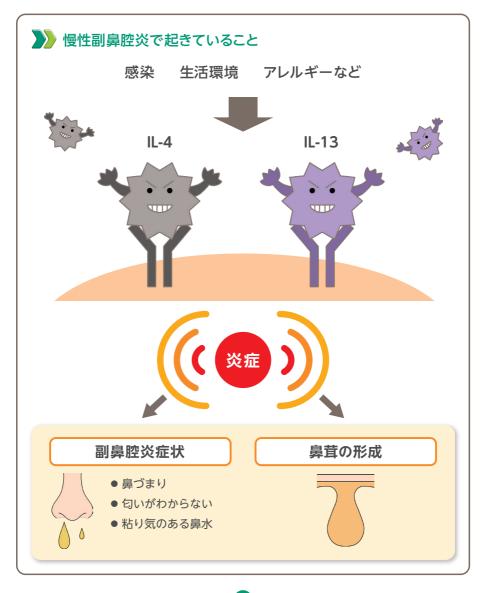
慢性副鼻腔炎の種類	鼻茸再発率(約3年の追跡)		
非好酸球性副鼻腔炎	12.7%		
好酸球性副鼻腔炎(軽症)	23.4%		
好酸球性副鼻腔炎(中等症)	31.1%		
好酸球性副鼻腔炎(重症)	51.8%		

藤枝重治ほか: 日耳鼻. 2015; 118: 728-735 難病情報センター: 好酸球性副鼻腔炎(指定難病306) https://www.nanbyou.or.jp/entry/4538[2023年1月26日アクセス]

あなたの鼻・副鼻腔で起きていること

鼻づまりや鼻水、嗅覚障害などのつらい鼻症状。

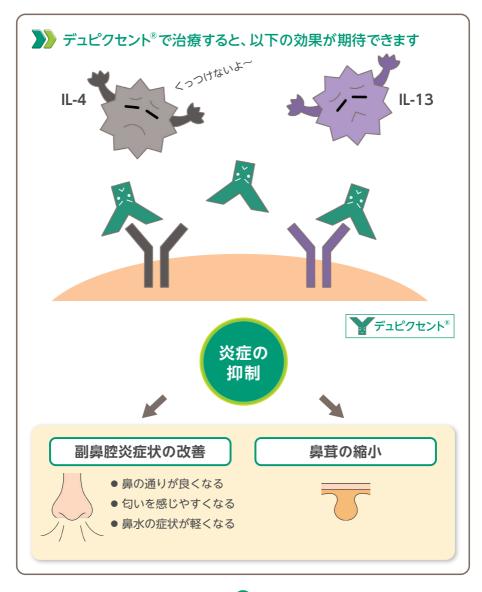
これらの症状の原因は、あなたの鼻や副鼻腔の中で起きている「炎症」です。 この炎症に、免疫細胞から作られる物質であるIL-4(インターロイキン-4)、 IL-13(インターロイキン-13)が深くかかわっています。



デュピクセント®の働き

デュピクセント®は、IL-4とIL-13の働きをおさえることで、鼻や副鼻腔の炎症をおさえます。

炎症をおさえることにより、鼻茸を小さくするとともに、鼻づまりや匂いが わからないなどの鼻症状を改善する効果が期待できます。

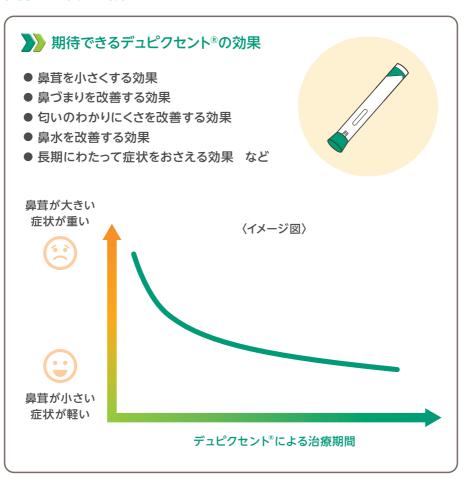


デュピクセント®の効果

デュピクセント®は、慢性副鼻腔炎の炎症や症状において中心的な役割を果たしているIL-4とIL-13の働きをおさえます。

これまでの治療ではうまくコントロールできなかった方でも、デュピクセント®によって治療することで、炎症がおさえられ、**副鼻腔炎の症状が改善したり 鼻茸が小さくなる**などの効果が期待できます。

また、デュピクセント®による治療を続けることで、**良い状態を長期にわたって 維持する**効果も期待できます。

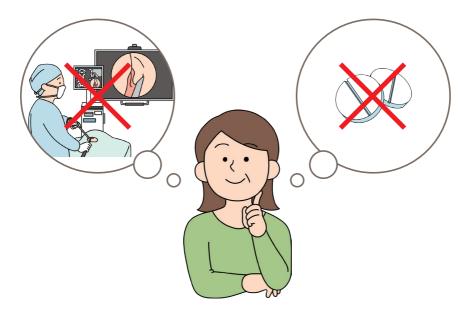


デュピクセント® による 治療を受けることができる方



と 投与できる方

全身性ステロイドなどの薬物療法を実施しても症状が改善しない・長期改善状態を 維持できない、または手術後に再発した鼻茸を伴う慢性副鼻腔炎の方にご使用いただけ ます。



投与に注意が必要な方

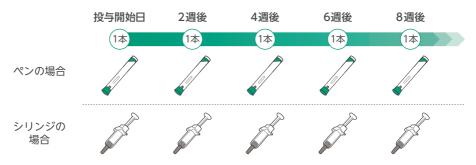
- 寄生虫感染のある方
- 生ワクチンを接種する予定のある方
- 妊婦または妊娠している可能性のある方、授乳中の方
- 高齢の方
- 喘息等の他のアレルギー性疾患をお持ちの方

デュピクセント®の治療の進め方

沙 投与スケジュール

デュピクセント®は、2週間ごとに1本を皮下投与します。

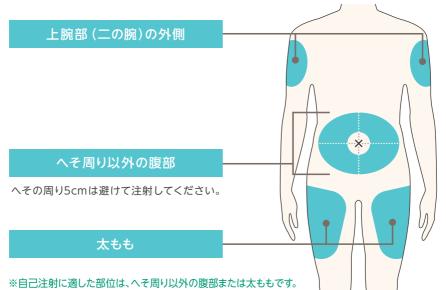
症状が安定した後は、主治医の判断によって、4週間ごとの投与に変更することがあります。 必ず主治医の指示に従ってください。



症状安定後は、医師の判断のもとに、2週間隔または4週間隔で投与します。

2 投与部位

注射に適した部位は以下の3ヵ所です。



■ デュピクセント®は自己注射も可能です

医師の判断のもと、患者さんご自身が注射を行う 「自己注射 |も可能です。



| 自己注射のメリット

- ●通院にともなう時間的な制約や負担が軽減でき、ご自身のスタイルに合わせて 治療することができます。
- ●通院日を調整できるので、仕事や旅行などの活動範囲が広がります。





これまでの治療はどうするの?

デュピクセント®を投与する前に続けていた治療やケアがある場合は、 自己判断で中止することなく、主治医に相談し、指示に従いましょう。







デュピクセント®の安全性について

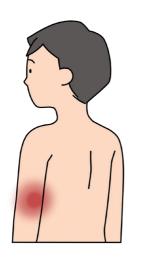
デュピクセント®の投与により、副作用が起こることがあります。副作用 があらわれた場合には、すみやかに主治医または看護師、薬剤師に お伝えください。



予想される主な副作用

注射部位反応

注射をした後に、注射をした部位(腕やお腹、太もも)に、痛みが生じ たり、赤く腫れたり、かゆくなったり、出血することがあります。



赤くなる、腫れる



かゆくなる



起こる可能性は低いものの、特に注意が必要な副作用

アナフィラキシー反応による症状

- 一般的に、お薬を投与してすぐに起こる過敏反応で、次のような症状があらわれます。
 - めまい、ふらつき、立ちくらみ、 だるさ、意識の低下
 - ●呼吸困難、呼吸時に 「ゼーゼー| 音がする
 - ●腹痛、叶き気、嘔叶
 - ●皮膚のかゆみ、赤み、腫れ、全身の発疹
 - くちびる、舌の腫れ など









日本アレルギー学会: アナフィラキシーガイドライン(第1版), メディカルレビュー社, 2014, p.11より作成

好酸球数の増加による症状

デュピクセント®の投与により、患者さんによっては、血中の好酸球数が一時的に 増加することがあります。好酸球がわずかに増えただけでは、症状があらわれること は通常はありませんが、ときに次のような症状があらわれることがあります。

- ●咳、発熱、だるさ、息切れ、呼吸困難、 呼吸時に「ゼーゼー」音がする、 血痰(血液の混じった痰)
- ●動悸、息苦しさ
- ●発疹、むくみ
- ●手足のしびれ、 麻痺(動きが悪くなる) など





喘息等のアレルギー性疾患を お持ちの方への注意点

デュピクセント®の投与により、喘息等のアレルギー性疾患の症状が変化する可能性があります。

喘息やアトピー性皮膚炎、じんましんなどのアレルギー性疾患を合併している場合は、慢性副鼻腔炎の治療を受けている医師に、合併している疾患名や治療薬について、必ずお伝えください。また、合併している疾患の治療を受けている医師に、デュピクセント®を使用していることを必ずお伝えください。

自己判断で喘息やアトピー性皮膚炎、じんましんなどの治療薬を減量・中止せず、必ず主治医の指示に従ってください。



喘息等のアレルギー性疾患をお持ちの方用 ポケットカード

「治療日誌」をつけましょう

投与日の症状を治療日誌に記録し、受診時に主治医に確認してもらいましょう。

0 = 症状 1 = 軽度 2 = 中等 3 = 重度	D症状について、 なし 〔 (症状はわずかで、気に 度 (わずらわしいが、が 〔 (日常生活をさまたげる れかに○をつけましょう	まんできる)	その他、 気になることがあれば、 記録しておきましょう
投与日鼻づまり4 / 10 1 2 3	匂いがわかりにくい 0 1 2 3	鼻水 0 1 ② 3	その他 注射したところが赤くなった
副鼻腔炎症状のわずらわし	<u>*</u>		10
副鼻腔炎症状のわずら 当てはまる位置に縦線で		らない、10=考えられ	る限りもっともわずらわしい)について、
投与日鼻づまり0 1 2 3	匂いがわかりにくい 0 1 2 3	鼻水 0 1 2 3	その他
副鼻腔炎症状のわずらわして 0 ―	<u>*</u>		10
投与日鼻づまり0 1 2 3	匂いがわかりにくい 0 1 2 3	鼻水 0 1 2 3	その他
副鼻腔炎症状のわずらわし	<u> </u>		10
投与日鼻づまり/0 1 2 3	匂いがわかりにくい 0 1 2 3	鼻水 0 1 2 3	その他
副鼻腔炎症状のわずらわしる	<u>*</u>		10
投与日鼻づまり/0 1 2 3	匂いがわかりにくい 0 1 2 3	鼻水 0 1 2 3	その他
副鼻腔炎症状のわずらわしる	<u>*</u>		10
投与日鼻づまり/0 1 2 3	匂いがわかりにくい 0 1 2 3	鼻水 0 1 2 3	その他
副鼻腔炎症状のわずらわして 0 ―	<u> </u>		10
投与日鼻づまり0 1 2 3	匂いがわかりにくい 0 1 2 3	鼻水 0 1 2 3	その他
副鼻腔炎症状のわずらわしる	<u> </u>		10

医療保険制度

日本では、すべての人が公的医療保険に加入することになっています(国民皆 保険制度)。

加入者やその家族など(被扶養者)に医療が必要な状態になったときに、加入 する医療保険が医療費の一部を負担してくれる仕組みです。職種や年齢など によって加入する公的な医療保険は異なります。

》 公的医療保険

- 組合管掌健康保険(健康保険組合)
- 全国健康保険協会(協会けんぽ)
- 船員保険
- ●共済組合
- 国民健康保険
- 国民健康保険組合
- ●後期高齢者医療制度

○○健康保険

○○(被保険者)

被保険者証

交付日 0000年 00月 00日

被保険者 記号 000 番号 0000

> 氏名 〇〇 〇〇 性別 〇 生 年 月 日 0000年00月00日 資格取得年月日 0000年 00月 00日

保険者所在地 〒000-0000 ○○○○○○○

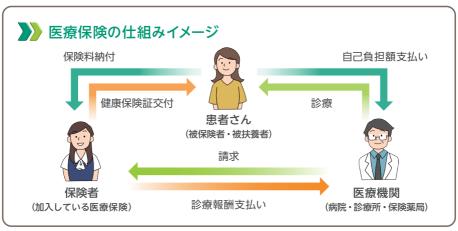
保険者番号 00000000

保険者名称 00000000

各種手続きやお問い合わせ先は医療保険により異なりますので、 健康保険証に記載されている保険者にご確認ください。

※本冊子内の「医療保険」は公的医療保険を指しています。

医療費と医療保険





デュピクセント®の薬剤費の目安

デュピクセント*の薬剤費 (1本あたり ペン :61,714円) シリンジ:61,523円)		ペンの場合	シリンジの場合
		1本	1本
		61,714円	61,523円
	3割 💆 🤵	18,514円	18,457円
自己負担額 (窓口で支払う金額)	2割 🙎	12,343円	12,305円
	1割		6,152円

令和6年4月現在のデュピクセント®の薬価をもとに計算しています。

医療費の助成制度

国や自治体等は、患者さんの医療費の負担を軽くするために、医療費助成 制度を定めています。

これらの制度を利用することで、医療費が高額となった場合や、指定難病と 診断された場合などに、助成を受けられることがあります。



高額療養費制度(→22~31ページ)

1ヵ月の医療費が高額になったときに、自己負担額を一定額にまでおさえることが できる制度です。負担上限額を超えた分は、加入している医療保険から支給されます。



指定難病に対する医療費助成制度(→32~37ページ)

国が指定している指定難病と診断された場合、その疾患の治療にかかった医療費に 対して、助成を受けられる制度です。

好酸球性副鼻腔炎は指定難病に指定されているため、デュピクセント®を使用している 患者さんのうち、好酸球性副鼻腔炎と診断されている方は、医療費助成を受けられる 場合があります。



その他の医療費助成制度(→38~39ページ)

健康保険組合や自治体などの制度を使って、医療費助成を受けられる場合もあります。

高額療養費制度

高額療養費制度の仕組み

1ヵ月(その月の1日~末日)の間に医療機関の窓口で支払うべき額(自己負担額)が 一定の金額を超えることになった場合、自己負担額を一定額(自己負担上限額)にまで おさえることができる制度です。



1ヵ月の医療費(10割)が100万円だった場合

69歳以下、適用区分「エ」の方の場合 (詳細は24ページ参照)

通常の 保険給付 70万円 医療費 100万円 通常の 自己負担額 (3割) 30万円

高額療養費として 支給される金額

自己負担上限額

この分、 自己負担額が 下がります 242.400 円

実際に負担する金額 57.600円



継続して高額な医療を受ける必要のある方には、自己負担上限額がさらに引き下げら れる制度があります。

直近12ヵ月以内に3回以上高額療養費制度の適用を受けた場合(「多数回該当」と いいます)、4回目以降の月の自己負担の上限額がさらに引き下げられます。



高額療養費制度〈自己負担の上限額〉

| 自己負担の上限額(月間)

月間の自己負担の上限額は、年齢や世帯の所得により異なります。

*ご自身がどの適用区分に該当するかは、加入する医療保険の保険者(健康保険組合等)にお問い合わせください。



69歳以下の方の上限額

\ 			
週月	用区分 収入の目安	ひと月の上限額(世帯ごと)	多数回該当
ア	年収約1,160万円〜 健保:標準報酬月額 83万円以上 国保:旧ただし書き所得 901万円超	252,600円+ (医療費-842,000円)×1%	140,100円
1	年収約770万〜約1,160万円 健保:標準報酬月額 53万〜79万円 国保:旧ただし書き所得 600万〜901万円	167,400円+ (医療費-558,000円)×1%	93,000円
ウ	年収約370万〜約770万円 健保:標準報酬月額 28万〜50万円 国保:旧ただし書き所得 210万〜600万円	80,100円+ (医療費-267,000円)×1%	44,400円
I	〜 年収約370万円 健保:標準報酬月額 26万円以下 国保:旧ただし書き所得 210万円以下	57,600円	44,400円
オ	住民税非課税者	35,400円	24,600円

高額療養費制度の内容、手続きについての詳細は、お手持ちの健康保険証に書かれている保険者 (健康保険組合・協会けんぽなど〈国民健康保険 に加入の場合は市区町村〉)にご確認ください。





70歳以上の方の上限額

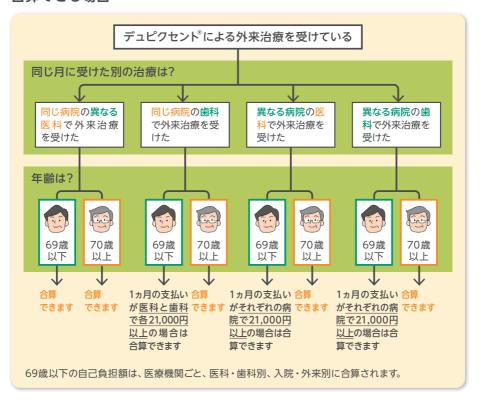
_							
適用区分		ひと月の上限額(世帯ごと)		多数回該当			
	収入の目安	外来(個人ごと) のみの場合					
現役並	Ⅲ年収約1,160万円 ~ 標準報酬月額83万円以上 課税所得690万円以上	252,600円+ (医療費-842,0	00円)×1%	140,100円			
み	II 年収約770万~約1,160万円 標準報酬月額53万円以上 課税所得380万円以上	167,400円+ (医療費-558,0	00円)×1%	93,000円			
	I 年収約370万~約770万円 標準報酬月額28万円以上 課税所得145万円以上	80,100円+ (医療費-267,000円)×1%		44,400円			
般	年収156万~約370万円 標準報酬月額26万円以下 課税所得145万円未満等	18,000円 (年間上限 144,000円)	57,600円	44,400円			
住民税非	Ⅱ住民税非課税世帯	8,000円	24,600円	適用 されません			
非課税等	I 住民税非課税世帯 (年金収入80万円以下など)		15,000円				

高額療養費制度〈対象となる医療費〉

高額療養費制度の対象となる医療費

1つの医療機関等での自己負担(院外処方代を含みます。)では上限額を超えないときでも、同じ月の別の医療機関等での自己負担(69歳以下の場合は21,000円以上であることが必要です。)を合算することができます。この合算額が上限額を超えれば、高額療養費制度の適用となります。

合算できる場合



制度の詳細についてはこちらをご覧ください。 厚生労働省「高額療養費制度を利用される皆さまへ」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryouhoken/juuyou/kougakuiryou/index.html



世帯合算

同じ医療保険に加入している家族間(同一世帯)の自己負担額を合算して申請すること ができます。



払い戻し額の計算例 69歳以下、適用区分「エ」の世帯の場合(24ページ参照)





1ヵ月に 支払った自己負担額 45.000円

(診療費+薬剤費=150,000円)





父と同じ月に

24,000円

(診療費+薬剤費=80,000円)





父と子の自己負担額を合算すると

45,000円+24,000円

=69.000円

父と子の医療費(診療費+薬剤費)を 合算すると

150,000円+80,000円

=230.000円

この世帯の自己負担の上限額は57.600円

払い戻し額=窓口で支払った自己負担額一自己負担の上限額 11,400円=69,000円-57,600円

本人・家族の医療費とも、69歳以下の患者の分については、合算に制限があります。 [1つの医療機関ごとの月間自己負担額(3割)が21,000円以上のもののみ合算可能。 自己負担額が21,000円に満たない医療機関分の医療費は合算できません。]

*70歳以上の方は、金額にかかわらず自己負担額を合算できます。

高額療養費制度〈適用を受けるには〉

高額療養費制度の適用を受けるには

事前に、加入する保険者から「限度額適用認定証」を発行してもらい、 受診の際に医療機関・薬局の窓口に提示しましょう。

- 「限度額適用認定証 | を窓口に提示することで、窓口での自己負担額を自己負担 ト限額(24~25ページ参照)にまでおさえることができます。
- 「限度額適用認定証」は、保険者(加入する健康保険組合等)に対して、事前の交付 申請が必要です。手続きの方法や交付までの期間は加入する保険者によって異なるた め、お手持ちの健康保険証に記載の連絡先へ、早めにお問い合わせください。
- 70歳以上で適用区分が「現役並みⅢ」または「一般」の方(25ページ参照)では、「限度 額適用認定証1の提示は不要です。そのため、事前に「限度額適用認定証1の交付を 受ける必要はありません。

「限度額適用認定証」の提示が受診時に間に合わなかった場合は、 いったん通常の医療費(3~1割)を支払った後に、 上限額を超えて支払った分の払い戻しを申請します。

- 「限度額適用認定証」を窓口に提示できない場合は、いったん通常の医療費(3~1割) の支払いが必要です。
- ●後日、ご自身が加入する健康保険組合等に、上限額を超えて支払った分の払い戻 しを請求する手続きを患者さん自身で行います。その際、病院などで受け取った領 収書の添付を求められる場合があるので、大切に保管しておきましょう。
- ●高額療養費の払い戻しの申請期間は、診療を受けた月の翌月から2年間です。

■ 高額療養費シミュレーションをサイト上にご用意しております。

1ヵ月の医療費自己負担額と年収から、高額療養費の支給額を 簡単に試算できます。

右のQRコードからご活用ください。



調剤薬局でお薬を受け取る場合

調剤薬局でお薬を受け取る場合は 「限度額適用認定証」があっても、 後日、払い戻しの手続きが必要です。



- ■調剤薬局でお薬を受け取る場合、病院と薬局の支払い額を合算のうえ、高額療養費 制度の適用を受けることができます。ただし、病院と薬局での支払いは自動的に 合算されるわけではなく、病院と薬局それぞれで自己負担上限額までの支払いが発生 します。
- ●上限額を超えて支払った分は、後日、ご自身の加入する健康保険組合等に手続きを 行い、払い戻しを受けることができます。



69歳以下で適用区分が「エ」の方で、 その月の自己負担の上限額が57,600円の場合

窓口での支払い額

病院での負担額 5.000円 薬局での負担額 57.600円

自己負担上限額に達していたため、 上限額の57.600円を支払いました。

当月の支払い合算

62,600円



払い戻し額

5.000円

同じ月の合算額が57,600円を 超えていたため、差額の5,000円の 払い戻しを受けられます。

高額療養費制度〈利用の手順〉

1 受診前

健康保険証に記載されている保険者 (19ページ参照) に連絡し、「高額療養費制度を利用したい」ことを伝え、以下の点を確認し、「限度額適用認定証」の交付を受ける手続きをしましょう*。

☑ 保険者に確認すること	記入欄	
□ ご自身の適用区分、 月間の自己負担上限額 ➡ 24~25ページ	自己負担上限額: 円/月 [4回目以降(多数回該当)の場合: 円/月]	
□ 「付加給付」の有無 → 38ページ	(あり ・ なし) [ありの場合:上限 円/月]	
□ 「限度額適用認定証」の 申請方法 ➡ 28ページ	申請の際に添付・提示すべきもの ()	
□ 「限度額適用認定証」が 到着するまでの期間(目途)		

2 受診時

健康保険証と一緒に、「限度額適用認定証」を医療機関等の窓口に提示 しましょう*。

3 受診後

以下の場合、月間の自己負担上限額を超えて、窓口で医療費を支払っている可能性があります。保険者に申請することで、上限額を超えて支払った分の払い戻しを受けることができます。



69歳以下の患者さん



70歳以上の患者さん

- 同月中に複数の医療機関で それぞれ21,000円/月以上の 自己負担があった
 - → 26ページ
- 同じ医療保険に加入している家族 (同一世帯)に21,000円/月以上の 自己負担があった
 - **⇒** 27ページ
- 「限度額適用認定証」を 窓口に提示しなかった
 - 28ページ
- 調剤薬局でお薬を受け取った
 - 29ページ

- 同月中に複数の医療機関で 自己負担があった
 - **→**26ページ
- 同じ医療保険に加入している家族 (同一世帯)に自己負担があった
 - **→**27ページ
- 「限度額適用認定証」を 窓口に提示しなかった*
 - →28ページ
- 調剤薬局でお薬を受け取った
 - →29ページ

^{※70}歳以上で適用区分が「現役並みII」または「一般」の方は、「限度額適用認定証」の交付を受けたり、 窓口で提示したりする必要はありません。

指定難病に対する医療費助成制度

1 指定難病とは?

難病とは、

- ①発病の機構が明らかでなく
- ②治療方法が確立していない
- ③希少な疾病であって
- ④ 長期の療養を必要とする疾患

のことです。

難病のうち、とくに国が定めた基準に該当する疾患を指定難病といいます。

指定難病と診断された場合、その疾患の治療にかかる医療費の一部が助成されます。

あなたの病気が好酸球性副鼻腔炎の場合、 医療費助成の対象となることがあります

好酸球性副鼻腔炎は指定難病に指定されており、一定の基準を満たす患者さんは、 医療費の助成を受けることができます。

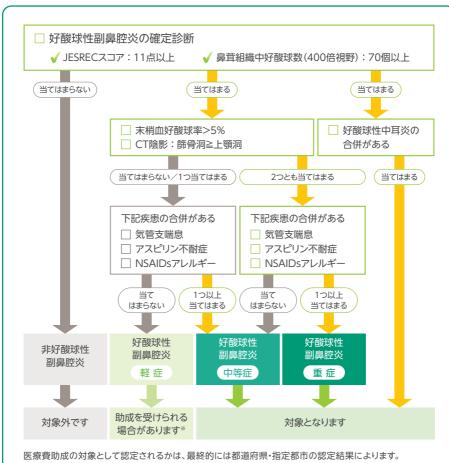


指定難病に対する医療費助成制度 〈対象となる患者〉

指定難病に対する医療費助成制度の対象となるのは、下記のいずれかの方です。

好酸球性副鼻腔炎と確定診断された方のうち、

- ①中等症または重症の方
- ②好酸球性中耳炎を合併している方
- ③軽症でも高額な医療を継続して受ける必要のある方(軽症高額該当)
- ご自身が下表のどの状態に該当するかは、医師にご確認ください。



医療費助成の対象として認定されるかは、最終的には都道府県・指定都市の認定結果によります。 ※医療費総額が33,330円(3割負担の場合、自己負担がおよそ1万円)を超える月が申請月以前12ヵ月 の間に3回以上ある場合、医療費助成の対象となります(「軽症高額該当」といいます)。

指定難病に対する医療費助成制度 〈助成を受けるには〉

医療費の助成を受けるには、あらかじめ、お住まいの都道府県または指定都市に申請し、認定を受ける必要があります。申請には、難病指定医の診断書などが必要です。認定されると、医療受給者証が交付されます。都道府県・指定都市が定める難病指定医療機関を受診する際に、医療受給者証を提示すると、助成制度を使うことができます。

助成を受けるまでの流れ 必要書類(自治体により若干異なります) ●診断書(臨床調査個人票) ●申請書(指定難病医療費支給認定用) ● 公的医療保険の健康保険証 (被保険者証) 市町村民税の課税状況の確認書類 ●世帯全員の住民票の写し など 難病 指定医 ①受診 ③申請書の提出 ②診断書 都道府県または 患者 指定都市の窓口 ④ 医療受給者証の交付 ⑤受診・治療 医療費助成制度の対象と認定された方に 難病指定 (医療費助成の対象) 医療受給者証が交付されます 医療機関

- ・認定には有効期間があります。
- ・有効期間を過ぎても助成を受けたい場合は、1年ごとに更新の申請が必要です。

申請の方法や必要書類など詳しくは、お住まいの都道府県か指定都市の窓口にお問い合わせください。

指定難病に対する医療費助成制度 〈自己負担額〉

医療費助成制度を利用すると、医療費の自己負担割合が2割となります※。

また、世帯の所得に応じて月間の自己負担上限額が決められており、上限額を超えての 自己負担は必要ありません。

高額な医療を長く継続する場合(高額かつ長期)、一部の方では自己負担上限額が さらに低くなります。

※年齢による自己負担割合については、20ページもあわせてご確認ください。

自己負担上限額(月額)

(単位:円)

(+ E · 1 1)						
	階層区分	か基準	自己負担上限額(外来+入院)(患者負担割合:2割)			
階層区分	(()内の数字は、夫婦2人世帯 の場合における年収の目安		—般	高額かつ 長期 ^{**}	人工呼吸器等 装着者	
生活保護	_	_	0	0	0	
低所得 I	市町村民税 非課税 (世帯)	本人年収 ~80万円	2,500	2,500		
低所得Ⅱ		本人年収 80万円超~	5,000	5,000		
一般所得I	市町村民税 課税以上 7.1万円未満 (約160万円~約370万円) 市町村民税 7.1万円以上 25.1万円未満 (約370万円~約810万円)		10,000	5,000	1,000	
一般所得Ⅱ			20,000	10,000		
上位所得	市町村民税 25.1万円以上 (約 810万円~)		30,000	20,000		
入院時の食費				全額自己負担		

^{※※}高額かつ長期の対象となるのは、認定を受けた指定難病の治療にかかる 医療費総額が5万円を超える月が年間6回以上ある場合です。

指定難病に対する医療費助成制度 〈自己負担上限額の管理〉

指定難病の治療では、複数の医療機関を受診したり、院外の調剤薬局でお薬を受け取ることがありますが、医療費の助成を受けられるのは、あらかじめ都道府県等から指定を受けた医療機関(病院・診療所、薬局、訪問看護ステーション)で、指定難病の治療を受けた場合に限られます。

また複数の病院を受診したり、院外の調剤薬局でお薬を受け取る場合、1つの医療機関での自己負担額が上限額を超えない場合でも、複数の医療機関での自己負担額の合算額が上限額を超えれば、医療費助成制度の対象となります。

そのため、自己負担額は、医療受給者証と一緒に交付される「**自己負担上限額管理票**」に記録し、管理することになっています。

医療機関で医療費を支払う際、医療機関が医療費の総額と自己負担額を記入します。合算額が自己負担上限額に達すると、その月のそれ以降の自己負担はなくなります。

令和2年2月分自己負担上限額管理票							
受診者名	O O A 4	受診者番号	0012345				
月間自己負担上限額 10,00							
日付	指定医療機関名	医療費総額 (10割分)	自己負担額	自己負担の累積額 (月額)	徴収印		
2月1日	○○○ 病院	30,000円	6,000円	6,000円	ЕР		
2月1日	××薬局	6,000円	1,200円	7,200円	Ер		
2月20日	○○○病院	25,000円	2,800円	10,000円	ЕР		
2月20日	××薬局	4,000円					
上記のとおり月間自己負担上限額に達しました。							
日付	指 定	医 療	機	関 名	確認印		
2月20日 ○○○病院							

[※]自己負担上限額管理票の書式は、都道府県や指定都市によって異なります(上記は参考です)。

デュピクセント®を使用した場合の自己負担額〈モデルケース〉





年収450万円 40歳

医療費(診療費+薬剤費) 自己負担額(3割負担) (2割負担) 150,000円 45,000円 30,000円

ご自身が指定難病に対する医療費助成の対象要件(→33ページ)を 満たしているかを医師と確認



1

医療費助成なし

自己負担額 (3割負担) 45,000円/月

該当 (軽症)

医療費助成なし

自己負担額 (3割負担) 45,000円/月

総医療費が33,330円を超えた月が 12ヵ月の間に3回以上になった場合 (「軽症高額該当」)

医療費助成あり

自己負担額 20,000円/月

総医療費50,000円を超えた月が12ヵ月の間に6回以上になった場合(「高額かつ長期」)

医療費助成あり

自己負担額 10,000円/月

- ※ 医療費助成の対象として認定されるかは、最終的には、都道府県・指定都市の認定結果によります。
- ※「軽症高額該当」「高額かつ長期」の適用を受けるには、都道府県・指定都市への申請が別途必要となります。



医療費助成あり 自己負担額 20.000円/月

該当

(重症、中等症、

好酸球性中耳炎合併)

37

医療費負担が軽減されるその他の医療費助成

付加給付制度(健康保険組合等の独自制度)

高額療養費制度は国が定める制度ですが、ご加入の医療保険(保険者)によっては、 独自の「付加給付」として、国が定めるよりも手厚い医療費助成を行っており、自己負担 上限額がさらに低く設定されている場合があります。

すべての保険者で実施されているわけではありませんので、詳しくはご加入の保険者 (健康保険組合等)にご確認ください。

学生などへの医療費補助制度

大学などの学校では、独自に学生の医療費負担を補助する制度を運営している場合が あります。指定病院がある場合や、手続きが必要な場合もありますので、詳しくは学生課 などにご確認ください。

ひとり親への医療費補助制度

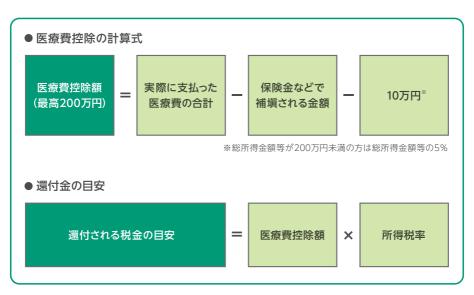
自治体によっては、ひとり親家庭(母子家庭・父子家庭)の方に医療費助成を行っている 場合があります。助成内容や申請方法が自治体により異なりますので、詳しくはお住ま いの市区町村にご確認ください。



医療費控除

生計を一にする家族が1年間で支払った医療費の総額が10万円(総所得金額等が 200万円未満の方は総所得金額等の5%)を超えると、医療費控除を受けることによって、 所得状況に応じた還付金を受け取ることができます。医療費控除を受けるためには、 確定申告が必要です。

医療機関から発行された領収書は必ず保管しておきましょう。



➡ お問い合わせ先:最寄りの税務署

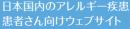
デュピクセント®を使用される 患者さん向けウェブサイト



https://www.support-allergy.com

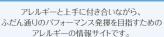


デュピクセント®の製品情報、 治療に役立つ情報を紹介しています。





https://www.allergy-i.jp







デュピクセント® 300mg ペンのことを 動画で手軽に、もっと詳しく!

デュピクセント®300mg ペンを使用される患者さん用に、 もっと詳しく知っていただくための動画をご用意しております。 以下のQRコードからご覧ください。



デュピクセント®の はたらき



自己注射の手順 (ペン)



自己注射の手順(シリンジ)



知っておきたい 医療費の助成制度

デュピクセント®の操作方法と医療費制度へのご質問は、 デュピクセント®相談室へお問い合わせください

デュピクセンド相談室 0120-50-4970

専任 スタッフが 対応します

操作方法へのご質問 24時間365日

2 医療費制度へのご質問 平日9:00~17:00

※ 2 は医療費制度のご説明のみとなります。個人の治療費に関するご質問にはお答えできません。

サノフィ株式会社 リジェ 〒163-1488

東京都新宿区西新宿三丁目20番2号

リジェネロン・ジャパン株式会社